平成２５年（フ）第１８１号
千葉県松戸市小金原７丁目９番地の11　コーポケイズ205号
債務者　渡辺　倫世（旧姓大山）
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１９９号
千葉県柏市千代田３丁目12番11号　織田荘206号
債務者　戸田　澄夫
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０２号
千葉県野田市七光台432番地の１　サンビレッジＣ104
債務者　石田　昌之
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第２０７号
千葉県松戸市千駄堀1500番地の１　プロムナード１番館203号
債務者　星野美穂子
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月27日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第５０３号
岐阜市折立840番地１　ユニテ井上604号室
債務者　丹羽　千恵（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
神戸市中央区下山手通６丁目２番７号　山手清和ビル403、従前の住所神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド４号棟1003号
債務者　笹谷　昭徳
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３０号
神戸市兵庫区荒田町１丁目３番11号　楠住宅203号、従前の住所神戸市中央区楠町６丁目２番15号　コーラルウェイ203号
債務者　アジアバザールこと　鈴木　輝夫
1　決定年月日時　平成25年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７２号
兵庫県宝塚市山本台３丁目13番17号
債務者　青木設備こと　青木　　博
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第１０５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘２丁目１番１―1205号
債務者　水谷　武司
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所伊丹支部

平成２５年（フ）第２２９号
兵庫県尼崎市建家町56番地　ソーシャルコート尼崎204号
債務者　脇迫　廣一
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２３２号
兵庫県西宮市今津曙町10番４―202号
債務者　大園　久子
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月28日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
群馬県桐生市広沢町３丁目4022番地
債務者　木暮　明男
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第２９号
長野県茅野市北山2538番地１
債務者　林　みえ子
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第３４号
三重県津市一身田上津部田1488番地70、前住所福岡県福岡市東区箱崎１丁目32番25―503号
債務者　内藤　美穂
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４７号
三重県津市南新町２番21号　新町アパート４号館13号
債務者　山口　隆司
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第６９号
三重県津市半田3425番地145
債務者　小山奈穂美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
鳥取県米子市和田町3261番地２
債務者　狩野　朱美
1　決定年月日時　平成25年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月１日まで　鳥取地方裁判所米子支部